

## 吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 吉備町、金屋町及び清水町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会の名称)

第2条 協議会は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会と称する。

### (協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次の事務を担当する。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、有田郡金屋町大字金屋7番地に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 3町の長及び助役
  - (2) 3町の議会議員各2名
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、3町の長が協議して定めた者13名以内
- 2 委員は、非常勤とする。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監 事 3名
- 2 会長及び副会長は、3町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 監事は、前条第1項第2号及び第3号の委員のうちから、会長が協議会の会議に諮り選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第8条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(会議の運営)

第9条 協議会は、必要に応じて3町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

- 2 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、3町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、3町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の運営に必要な経費は、3町で均等に負担するものとする。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年1月5日から施行する